

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<p>チ.放射線管理施設の構造及び設備 放射線管理施設の構造及び設備の記述を以下のとおり変更又は追加する。</p> <p>A.3 号炉 発電所周辺の一般公衆及び放射線業務従事者等の安全管理を確実にするため、次の放射線管理施設を設ける。</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備の種類 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、発電所外へ放出する放射性物質の濃度、周辺監視区域境界付近の放射線等を監視するために、排気用モニタ、排水用モニタ(3号及び4号炉共用)、気象観測設備 (1号、2号、3号及び4号炉共用)、固定モニタリング設備 (1号、2号、3号及び4号炉共用)、モニタリングカー(1号、2号、3号及び4号炉共用)、環境試料の分析装置及び放射能測定装置 (1号、2号、3号及び4号炉共用)を設ける。</p> <p>排気用モニタ、排水用モニタ並びに固定モニタリング設備のうちモニタリングステーション(1号、2号、3号及び4号炉共用)及びモニタリングポスト(1号、2号、3号及び4号炉共用)については、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室に表示及び代替緊急時対策所又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)に表示できる設計とする。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストは、非常用所内電源に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。さらに、モニタリングステーション及びモニタリングポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。また、モニタリングステーション及びモニタリングポストから中央制御室までのデータ伝送系及び代替緊急時対策所又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)までのデータ伝送系は多様性を有する設計とする。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p>	<p>チ.放射線管理施設の構造及び設備</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備の種類 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、発電所外へ放出する放射性物質の濃度、周辺監視区域境界付近の放射線等を監視するために排気筒モニタ、排水モニタ、気象観測設備（東海発電所と共用）、周辺監視区域境界付近内外の固定モニタ（東海発電所と共用）、環境試料の分析装置及び放射能測定装置（東海発電所と共用）及び放射能観測車（東海発電所と共用）を設ける。</p> <p>排気筒モニタ、排水モニタ並びに周辺監視区域境界付近内外の固定モニタ（モニタリング・ポスト）(東海発電所と共用)については、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室及び緊急時対策所に表示できる設計とする。</p> <p>モニタリング・ポストは、非常用電源に接続する設計とする。さらに、モニタリング・ポストは、無停電電源装置を有し、停電時に電源を供給できる設計とする。</p> <p>また、モニタリング・ポストで測定したデータの伝送設備は、建屋間において有線と衛星回線又は無線回線と多様性を有しており、伝送データは、中央制御室で監視、記録を行うことができる。また、緊急時対策所でも監視することができる。</p> <p>モニタリング・ポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p>	<p>東海第二の設備名称</p> <p>東海第二の設備名称</p> <p>東海第二の設備名称</p> <p>東海第二の設備名称</p> <p>東海第二の設備名称</p>

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備として、以下の常設モニタリング設備(モニタリングステーション及びモニタリングポストによる放射線量の測定)、可搬型代替モニタリング設備(可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定)、モニタリング設備(可搬型エリアモニタによる放射線量の測定、可搬型放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定、可搬型放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射線計測器による水中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定及び海上モニタリング測定)を設ける。</p> <p>常設モニタリング設備(モニタリングステーション及びモニタリングポストによる放射線量の測定)として、モニタリングステーション及びモニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境界付近の放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるとともに、原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な台数を設置する設計とする。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストについては、重大事故等対処設備としての地盤の変形及び変位又は地震等による機能喪失を考慮し、可搬型代替モニタリング設備を有する設計とする。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストは、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>モニタリングステーション又はモニタリングポストが機能喪失した場合にその機能を代替する可搬型代替モニタリング設備(可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定)として、可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるとともに、モニタリングステーション及びモニタリングホストを代替し得る十分な個数を保管する設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストの指示値は、無線により伝送し、代替緊急時対策所又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)で監視できる設計とする。</p> <p>モニタリング設備(可搬型エリアモニタによる放射線量の測定)として、可搬型エリアモニタは、重大事故等が発生した場合に、発電用原子炉施設から放出され</p>	<p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備として、可搬型モニタリング設備(可搬型モニタリング・ポストによる放射線量の測定及び代替測定、可搬型放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定、可搬型放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定及び海上モニタリング)を設ける。</p> <p>モニタリング・ポストは、非常用電源である非常用ディーゼル発電機に加えて全交流動力電源喪失においても、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から給電できる設計とする。</p> <p>可搬型モニタリング設備(可搬型モニタリング・ポストによる放射線量の測定及び代替測定)として、可搬型モニタリング・ポストは、モニタリング・ポストが機能喪失した場合にその機能を代替するとともに、重大事故等が発生した場合に、発電用原子炉施設から放出される放射線量を、原子炉施設周囲において、監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、測定が可能な十分な個数を保管する。</p> <p>可搬型モニタリング・ポストの指示値は、衛星回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p>	<p>東海第二では常設モニタリング設備はS A設備でない 東海第二の設備名称</p> <p>東海第二では常設モニタリング設備のモニタリングポストはS A設備でない</p> <p>東海第二の設備名称</p> <p>東海第二では可搬型モニタリングポストによりモニタリングポストの代替測定及び格納容器周囲の測定を行う</p> <p>東海第二の可搬型モニタリング・ポストの伝送方式 東海第二では可搬型モニタリング・ポストによりモニタリング・ポスト</p>

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<p>る放射線量を、原子炉格納容器を囲む8方位において、監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるとともに、測定が可能な個数を保管する設計とする。可搬型エリアモニタの指示値は、無線により伝送し、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急日寺対策棟内）で監視できる設計とする。</p> <p>モニタリングカーのダスト・よう素サンブラ又はダスト・よう素測定装置が機能喪失した場合にその機能を代替するモニタリング設備（可搬型放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定）として、可搬型放射線計測器及び可搬型ダストサンブラは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示するとともに、モニタリングカーの測定機能を代替し得る十分な個数を保管する設計とする。</p> <p>モニタリング設備（可搬型放射線計測器による空気中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射線計測器による水中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定及び海上モニタリング測定）として、可搬型放射線計測器及び可搬型ダストサンブラは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示するとともに、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における放射性物質の濃度及び放射線量の測定が可能な個数を保管する設計とする。周辺海域においては、小型船舶を用いる設計とする。</p> <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として、以下の重大事故等対処設備（可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定）を設ける。</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定）として、可搬型気象観測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できるとともに、気象観測設備を代替し得る十分な個数を保管する設計とする。可搬型気象観測装置の指示値は、無線により伝送し、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）で監視できる設計とする。</p>	<p>放射能観測車のダスト・よう素サンブラ、ダストモニタ又はよう素モニタが機能喪失した場合にその機能を代替する可搬型モニタリング設備（可搬型放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定）として、可搬型放射能測定装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、放射能観測車の測定機能を代替し得る十分な個数を保管する。</p> <p>可搬型モニタリング設備（可搬型放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定及び海上モニタリング測定）として、可搬型放射能測定装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示するとともに、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における放射性物質の濃度及び放射線量の測定が可能な個数を保管する設計とする。さらに、周辺海域においては、電離箱サーベイメータ及び小型船舶を用いる設計とする。</p> <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として、以下の重大事故等対処設備（可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定）を設ける。</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定）として、可搬型気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できるとともに、気象観測設備を代替し得る十分な個数を保管する設計とする。可搬型気象観測設備の指示値は、衛星回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p>	<p>の代替測定及び格納容器周囲の測定を行う</p> <p>東海第二の設備名称</p> <p>東海第二の設備名称</p> <p>東海第二の設備名称</p> <p>東海第二の可搬型気象観測設備伝送方式</p>

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<p>大容量空冷式発電機については、「又.(2) (iv)代替電源設備」にて記載する。</p>	<p>常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備については、「又.(2) (iv)代替電源設備」にて記載する。</p>	
<p>モニタリングステーション及びモニタリングポストは、重大事故等時の放射線量の状況について、一元的な管理をすることで、総合的な判断に資することができ、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>これらの設備は、共用することで悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく放射線量を測定する設計とする。</p>		<p>東海第二は単号炉のため記載なし</p>
<p>なお、モニタリングステーション及びモニタリングポストは、重大事故等時の放射線量を測定する場合のみ3号炉及び4号炉共用とする。</p>		
<p>排気用モニタ 一式</p>	<p>排気筒モニタ 一式</p>	<p>東海第二の設備名称</p>
<p>排水用モニタ(3号及び4号炉共用) 一式</p>	<p>排水モニタ 一式</p>	
<p>気象観測設備(1号、2号、3号及び4号炉共用) 一式</p>	<p>気象観測設備（東海発電所と共用） 一式</p>	
<p>固定モニタリング設備(1号、2号、3号及び4号炉共用) 一式</p>	<p>周辺監視区域内外の固定モニタ（東海発電所と共用） 一式</p>	
<p>モニタリングカー(1号、2号、3号及び4号炉共用) 一式</p>	<p>放射能観測車（東海発電所と共用） 一式</p>	
<p>環境試料の分析装置及び放射能測定装置(1号、2号、3号及び4号炉共用) 一式</p>	<p>環境試料の分析装置及び放射能測定装置（東海発電所と共用） 一式</p>	
<p>モニタリングステーション及びモニタリングポスト(1号、2号、3号及び4号炉共用、重大事故等時のみ3号及び4号炉共用)</p> <p style="text-align: right;">台 数 3</p>		<p>東海第二では常設モニタリング設備のモニタリングポストはS A設備でない</p>
<p>モニタリングステーション及びモニタリングポストは、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p>		
<p>[可搬型重大事故等対処設備]</p>	<p>[可搬型重大事故等対処設備]</p>	<p>東海第二の設備名称</p>
<p>可搬型モニタリングポスト(3号及び4号炉共用)</p> <p style="text-align: right;">個 数 3 (予備1)</p>	<p>可搬型モニタリング・ポスト</p> <p style="text-align: right;">個 数 10 (予備2)</p>	
<p>可搬型エリアモニタ(3号及び4号炉共用)</p> <p>(「放射線管理施設」及び「緊急時対策所」と兼用)</p> <p style="text-align: right;">個 数 8 (予備1)</p>	<p>(「放射線管理施設」及び「緊急時対策所」と兼用)</p> <p>緊急時対策所エリアモニタ</p> <p style="text-align: right;">個 数 1 (予備1)</p>	
<p>可搬型放射線計測器(3号及び4号炉共用) 一式</p>	<p>(「放射線管理施設」及び「緊急時対策所」と兼用)</p>	
<p>可搬型ガスサンプル(3号及び4号炉共用)</p> <p style="text-align: right;">個 数 2 (予備1)</p>	<p>可搬型放射能測定装置 一式(予備を含む)</p>	
<p>小型船舶(3号及び4号炉共用)</p>		

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<p>（「放射線管理施設」及び「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」と兼用）</p> <p>台 数 1（予備1）</p> <p>可搬型気象観測装置(3号及び4号炉共用)</p> <p>個 数 1(予備1)</p> <p>B.4号炉</p> <p>3号炉に同じ。</p>	<p>小型船舶</p> <p>個 数 1（予備1）</p> <p>可搬型気象観測設備</p> <p>個 数 1（予備1）</p>	

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海3 / 4	東海第二	備考
<p>(監視設備)</p> <p>第三十一条 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>(1) 原子炉格納容器内雰囲気モニタリングは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時には格納容器じんあいモニタ及び格納容器ガスモニタによって、設計基準事故時には格納容器内線量当量率を格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）によって連続的に行い、中央制御室で監視できる設計とする。また、設計基準事故時には原子炉格納容器内の空気をサンプリングすることによって放射性物質の濃度等を把握することができる設計とする。</p> <p>(2) 発電用原子炉施設内の放射性物質の濃度は、原子炉補機冷却水モニタ、高感度型主蒸気管モニタ、復水器排気ガスモニタ等のプロセスモニタリング設備にて連続的にモニタリングし、中央制御室で監視できる設計とする。これらのプロセスモニタリング設備は、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに警報を発信し、発電用原子炉施設からの放射性物質の放出を制限するための適切な措置が行える設計とする。</p> <p>放射性物質の放出経路については、下記の場所にモニタを設置し、中央制御室で監視できる設計とする。また、必要箇所はサンプリングができるようにしてプラントのすべての状態においてモニタリングできる設計とする。</p> <p>a. 排気筒 b. 復水器真空ポンプ排気ライン c. 液体廃棄物処理設備排水ライン等の排水放出ライン</p> <p>(3) 発電所の周辺には、モニタリングステーション、モニタリングポスト及びモニタリングポイントを設置し、さらにモニタリングカーにより放射線測定を行う。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストは、非常用所内電源に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。さらに、モニタリングステーション及びモニタリングポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時</p>	<p>(監視設備)</p> <p>第三十一条 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>(1) 格納容器内雰囲気モニタリングは、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時には格納容器雰囲気放射線モニタによって連続的に測定を行い、中央制御室で監視できる設計とする。</p> <p>(2) 原子炉施設内の放射性物質の濃度は、原子炉補機冷却水モニタ、主蒸気管モニタ、主復水器空気抽出器排気ガスモニタ等のプロセスモニタリング設備にて連続的にモニタリングし、中央制御室で監視できる設計とする。</p> <p>これらのプロセスモニタリング設備は、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに警報を発信し、原子炉施設からの放射性物質の放出を制限するための適切な措置が行える設計とする。</p> <p>放射性物質の放出経路については、下記の場所にモニタを設置し、中央制御室で監視できる設計とする。また、必要箇所はサンプリングができるようにして通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時においてモニタリングできる設計とする。</p> <p>a. 主排気筒、非常用ガス処理系出口配管、廃棄物処理建屋排気筒 b. 希ガスホールドアップ装置排気ライン、主復水器真空ポンプ排気ガスモニタ c. 液体廃棄物処理設備排水ライン、原子炉補機冷却用海水排水ライン、残留熱除去系熱交換器排水ライン</p> <p>(3) 周辺監視区域境界付近には、モニタリング・ポスト及びモニタリング・ポイントを設置し、さらに放射能観測車により放射線測定を行える設計とする。</p> <p>モニタリング・ポストは、非常用電源に接続する設計とする。さらに、モニタリング・ポストは、無停電電源装置を有し、停電時に電源を供給できる設計とする。</p>	<p>東海第二で使用する設備名を記載</p> <p>東海第二で使用する設備名を記載</p> <p>東海第二で使用する設備名を記載</p>

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海3 / 4	東海第二	備考
<p>に電源を供給できる設計とする。</p> <p>また、モニタリングステーション及びモニタリングポストから中央制御室までのデータ伝送系及び代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）までのデータ伝送系は、有線及び無線により、多様性を有し、指示値は中央制御室で監視及び代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）で監視できる設計とする。モニタリングステーション及びモニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>また、放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の被ばく線量評価並びに一般気象データ収集のため、発電所敷地内で気象観測設備により風向、風速その他の気象条件を測定及び記録できる設計とする。</p> <p>上記により、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、発電所及び発電所周辺における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を把握できる設計とする。</p>	<p>また、モニタリング・ポストで測定したデータの伝送設備は、建屋間において有線と衛星回線又は無線回線と多様性を有しており、伝送データは、中央制御室で監視、記録を行うことができる。また、緊急時対策所でも監視することができる。モニタリング・ポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>また、放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の被ばく線量評価並びに一般気象データ収集のため、発電所敷地内で気象観測設備により風向、風速その他の気象条件を測定及び記録できる設計とする。</p> <p>上記により、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、発電所及び発電所周辺における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を把握できる設計とする。</p>	<p>東海第二で使用する設備名を記載</p>

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<p>【設置許可基準規則】 （監視測定設備）</p> <p>第六十条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備として、以下の常設モニタリング設備（モニタリングステーション及びモニタリングポストによる放射線量の測定）、可搬型代替モニタリング設備（可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定）、モニタリング設備（可搬型エリアモニタによる放射線量の測定、可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の代替測定、可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射線計測器による水中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定及び海上モニタリング測定）を設ける。</p> <p>常設モニタリング設備（モニタリングステーション及びモニタリングポストによる放射線量の測定）として、モニタリングステーション及びモニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境界付近の放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるとともに、原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な台数を設置する設計とする。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストについては、重大事故等対処設備としての地盤の変形及び変位又は地震等による機能喪失を考慮し、可搬型代替モニ</p>	<p>第六十条 監視測定設備</p> <p>1 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備として、以下の可搬型モニタリング設備（可搬型モニタリング・ポストによる放射線量の測定及び代替測定、可搬型放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定、可搬型放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定及び海上モニタリング測定）を設ける。</p>	<p>備考</p> <p>東海第二では常設モニタリング設備のモニタリングポストは S A 設備でない</p>

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<p>タリリング設備を有する設計とする。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストは、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>モニタリングステーション又はモニタリングポストが機能喪失した場合にその機能を代替する可搬型代替モニタリング設備（可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定）として、可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるとともに、モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る十分な個数を保管する設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストの指示値は、無線により伝送し、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）で監視できる設計とする。</p> <p>モニタリング設備（可搬型エリアモニタによる放射線量の測定）として、可搬型エリアモニタは、重大事故等が発生した場合に、発電用原子炉施設から放出される放射線量を、原子炉格納容器を囲む8方位において、監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるとともに、測定が可能な個数を保管する設計とする。可搬型エリアモニタの指示値は、無線により伝送し、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）で監視できる設計とする。</p> <p>モニタリングカーのダスト・よう素サンブラ又はダスト・よう素測定装置が機能喪失した場合にその機能を代替するモニタリング設備（可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の代替測定）として、可搬型放射線計測器及び可搬型ダストサンブラは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示するとともに、モニタリングカーの測定機能を代替し得る十分な個数を保管する設計とする。</p> <p>モニタリング設備（可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射線計測器による水中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定及び海上モニタリング測定）として、可搬型放射線計測器及び可搬型ダストサンブラは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示するとともに、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における放射性物質の濃度及び放射線量の測定が可能な個数を保管する設計とする。周辺海域においては、小型船舶を用いる設計とする。</p>	<p>モニタリング・ポストは、非常用電源である非常用ディーゼル発電機に加えて全交流動力電源喪失においても、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から給電できる設計とする。</p> <p>可搬型モニタリング設備（可搬型モニタリング・ポストによる放射線量の測定及び代替測定）として、可搬型モニタリング・ポストは、モニタリング・ポストが機能喪失した場合にその機能を代替するとともに、重大事故等が発生した場合に、原子炉施設から放出される放射線量を、原子炉施設周囲において、監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、測定が可能な十分な個数を保管する。</p> <p>可搬型モニタリング・ポストの指示値は、衛星回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>放射能観測車のダスト・よう素サンブラ、ダストモニタ又はよう素測定装置が機能喪失した場合にその機能を代替するモニタリング設備（可搬型放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定）として、可搬型放射能測定装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示するとともに、放射能観測車の測定機能を代替し得る十分な個数を保管する設計とする。</p> <p>可搬型モニタリング設備（可搬型放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定及び海上モニタリング測定）として、可搬型放射能測定装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示するとともに、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における放射性物質の濃度及び放射線量の測定が可能な個数を保管する設計とする。さらに、周辺海域においては、電離箱サーベイ・メータ及び小型船舶を用いる</p>	

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として、以下の重大事故等対処設備（可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定）を設ける。</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定）として、可搬型気象観測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できるとともに、気象観測設備を代替し得る十分な個数を保管する設計とする。可搬型気象観測装置の指示値は、無線により伝送し、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）で監視できる設計とする。</p> <p>大容量空冷式発電機については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストは、重大事故等時の放射線量の状況について、一元的な管理をすることで、総合的な判断に資することができ、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>これらの設備は、共用することで悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく放射線量を測定する設計とする。</p> <p>なお、モニタリングステーション及びモニタリングポストは、重大事故等時の放射線量を測定する場合のみ3号炉及び4号炉共用とする。</p>	<p>設計とする。</p> <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として、以下の重大事故等対処設備（可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定）を設ける。</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定）として、可搬型気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できるとともに、気象観測設備を代替し得る十分な個数を保管する設計とする。可搬型気象観測設備の指示値は、衛星回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p>	<p>東海第二は単号炉のため記載なし</p>

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<p>8. 放射線管理施設</p> <p>8.1 放射線管理設備</p> <p>8.1.1 通常運転時等</p> <p>8.1.1.2 設計方針</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、発電所周辺の一般公衆及び放射線業務従事者等の放射線被ばくが十分低く保たれていることを監視するため、次の設計方針に基づき、放射線管理設備を設ける。</p> <p>(1) 放射線業務従事者等、管理区域内に立入る者及び物品の搬出入に対して、出入管理、汚染管理及び各個人の被ばく管理ができる設計とする。</p> <p>(2) 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、異常な放射性物質の放出、発電所内外の外部放射線量率、放射性物質の濃度等を測定及び監視できる設計とする。</p> <p>(3) 万一の事故に備えて、必要な放射線計測器及び防護作業器材を備える。</p> <p>(4) 中央制御室及び代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）に必要な情報の通報が可能である設計とする。</p> <p>(5) 放射線監視設備は、測定対象核種、測定下限濃度、測定頻度、試料採取方法等を適切に定め管理すること等で、通常運転時、発電所外へ放出される放射性物質の放射エネルギーを監視できる設計とする。</p> <p>なお、放射線監視設備は、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」に適合する設計とする。</p> <p>(6) 設計基準事故時に監視が必要な放射線監視設備は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に適合する設計とする。</p> <p>(7) モニタリングステーション及びモニタリングポストは、非常用所内電源に接続し、電源復1日までの期間、電源を供給できる設計とする。さらに、モニタリングステーション及びモニタリングポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。また、モニタリングステーション及びモニタリングポストから中央制御室までのデータ伝送系及び代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）までのデータ伝送系は、有線及び無線により、多様性を有し、指示値は中央制御室で監視及び、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）で監視できる設計とする。モニタリングステーション及び</p>	<p>8. 放射線管理施設</p> <p>8.1 放射線管理設備</p> <p>8.1.1 通常運転時</p> <p>8.1.1.1 概要</p> <p>放射線管理設備は、発電所周辺の一般公衆及び放射線業務従事者等の放射線被ばくを管理するためのもので、出入管理関係設備、試料分析関係設備及び放射線監視設備等からなる。</p> <p>8.1.1.2 設計方針</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、発電所周辺の一般公衆及び放射線業務従事者等の放射線被ばくが十分低く保たれていることを監視するため、次の設計方針に基づき、放射線管理設備を設ける。</p> <p>(1) 放射線業務従事者等、管理区域内に立入る者及び物品の搬出入に対して、出入管理、汚染管理及び各個人の被ばく管理ができる設計とする。</p> <p>(2) 万一の事故に備えて、必要な放射線計測器及び防護作業器材を備える。</p> <p>(3) 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、異常な放射性物質の放出、発電所内外の外部放射線量率、放射性物質の濃度等を測定及び監視できる設計とする。</p> <p>(4) 通常運転時、放射線監視設備は、測定対象核種、測定下限濃度、測定頻度、試料採取方法等を適切に定め管理すること等で、発電所外へ放出される放射性物質の放射エネルギーを監視できる設計とする。</p> <p>なお、放射線監視設備は、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」に適合する設計とする。</p> <p>(5) 設計基準事故時に必要な放射線監視設備は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に適合する設計とする。</p> <p>(6) 中央制御室及び緊急時対策所に必要な情報の通報が可能である設計とする。</p> <p>(7) モニタリング・ポストは、非常用電源に接続する設計とする。さらに、モニタリング・ポストは、無停電電源装置を有し、停電時に電源を供給できる設計とする。</p> <p>また、モニタリング・ポストで測定したデータの伝送設備は、建屋間において有線と衛星回線又は無線回線と多様性を有しており、伝送データは、中央制御室で監視、記録を行うことができる。また、緊急時対策所でも監視することができる。</p>	<p>「概要」を追加する</p> <p>東海第二で使用する設備名を記載</p>

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<p>モニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>(8) 放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の被ばく線量評価並びに一般気象データ収集のため、発電所敷地内で気象観測設備により風向、風速その他の気象条件を測定及び記録できる設計とする。</p> <p>8.1.1.3 主要設備</p> <p>(2) 放射線監視設備</p> <p>b, エリアモニタリング設備</p> <p>中央制御室及び管理区域内の主要箇所の外部放射線に係る線量当量率を連続的に測定するため、エリアモニタを設ける。</p> <p>この設備は、中央制御室で記録、指示するとともに設定値を超えた時は、現場及び中央制御室に警報を発する。検出器には、半導体又は電離箱を使用する。</p> <p>エリアモニタを設ける区域は、次のとおりである。</p> <p>(a) 中央制御室(3号及び4号炉共用)</p> <p>(b) ドラム詰室(3号及び4号炉共用)</p> <p>(c) 放射化学室(3号及び4号炉共用)</p> <p>(d) 充てんポンプ室</p> <p>(e) 使用済燃料ピット付近</p> <p>(f) 原子炉系試料採取室(3号及び4号炉共用)</p> <p>(g) 原子炉格納容器内(エアロック付近)</p> <p>(h) 原子炉格納容器内(炉内核計装付近)</p> <p>(i) 廃棄物処理建屋内(3号及び4号炉共用)</p> <p>(j) 雑固体溶融処理建屋内(3号及び4号炉共用)</p> <p>なお、燃料取扱い中の原子炉格納容器内(運転操作床面付近)及び保修中の機器室の付近には可搬式エリアモニタ装置を必要に応じて設ける。</p> <p>さらに、設計基準事故時において十分な測定範囲を有する格納容器エリアモニタを設ける。</p>	<p>モニタリング・ポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>(8) 放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の被ばく線量評価並びに一般気象データ収集のため、発電所敷地内で気象観測設備により風向、風速その他の気象条件を測定及び記録できる設計とする。</p> <p>8.1.1.3 主要設備の仕様</p> <p>放射線管理設備の主要機器仕様を第8.1.1表及び第8.1.2表に示す。</p> <p>8.1.1.4 主要設備</p> <p>8.1.1.4.7 発電所外の放射線監視設備（東海発電所と共用）</p>	<p>備考</p> <p>既設のエリアモニタに変更はない</p>

赤色：設備，運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現，設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考				
<p>c. 周辺モニタリング設備</p> <p>(a) 固定モニタリング設備(1号、2号、3号及び4号炉共用)</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に発電所敷地境界付近の空間放射線量率を連続的に監視するために、モニタリングステーション及びモニタリングポストを設けるほか、発電所敷地境界付近及びその周辺に空間積算線量を測定するため、モニタリングポイントを設ける。モニタリングステーション及びモニタリングポストは、非常用所内電源に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。さらに、モニタリングステーション及びモニタリングポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。また、モニタリングステーション及びモニタリングポストから中央制御室までのデータ伝送系及び代替緊急時対策所又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)までのデータの伝送系は、有線及び無線により、多様性を有し、指示値は中央制御室で監視及び代替緊急時対策所又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)で監視できる設計とする。モニタリングステーション及びモニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>主な周辺モニタリング設備仕様の概略を第 8.1.2 表に示す。</p>	<p>a. 固定モニタリング設備</p> <p>発電所周辺監視区域境界付近数箇所に外部放射線量率を測定するモニタリング・ポストを設置し、中央制御室で常時監視する。また、周辺監視区域境界及びその周辺数箇所に外部放射線量を測定するためのモニタリング・ポイントを設定する。</p> <p>モニタリング・ポストは、非常用電源に接続する設計とする。さらに、モニタリング・ポストは、無停電電源装置を有し、停電時に電源を供給できる設計とする。また、モニタリング・ポストで測定したデータの伝送設備は、建屋間において有線と衛星回線又は無線回線と多様性を有しており、伝送データは、中央制御室で監視、記録を行うことができる。また、緊急時対策所でも監視することができる。</p> <p>b. 環境試料測定設備</p> <p>周辺監視区域境界付近に空気中の粒子状放射性物質を捕集するダスト・サンブラを備えとともに、発電所周辺の水・食物・土壌などの環境試料の放射性物質の濃度を測定するための機器を備える。</p> <p>c. 放射能観測車</p> <p>事故時等に発電所敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するために、空間ガンマ線測定装置、ダストモニタ、よう素測定装置等を搭載した無線連絡設備付の放射能観測車を備える。</p> <p>d. 気象観測設備</p> <p>放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の一般公衆の線量評価並びに一般気象データ収集のため、発電所敷地内で風向、風速、日射量、放射収支量等を測定及び記録する設備を設ける。</p> <p>第8.1.1表 放射線管理用設備の主要機器仕様</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 出入管理室（東海発電所と共用）</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>(2) 汚染管理関係施設</td> <td>1 式</td> </tr> </table>	(1) 出入管理室（東海発電所と共用）	1 式	(2) 汚染管理関係施設	1 式	<p>既許可の記載方針を踏襲</p>
(1) 出入管理室（東海発電所と共用）	1 式					
(2) 汚染管理関係施設	1 式					

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考																																																
<p>第 8.1.2 表 主な周辺モニタリング設備仕様</p> <p>(1)モニタリングステーション及びモニタリングポスト(1号、2号、3号及び4号炉共用)</p> <table border="1"> <tr> <td>種 類</td> <td>Nal (T1)シンチレーション式検出器、 電離箱式検出器</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>10¹ ~ 10⁹nGy/h</td> </tr> <tr> <td>台 数</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>伝送方法</td> <td>有線及び無線</td> </tr> </table> <p>(2)モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置(1号、2号、3号及び4号炉共用)</p> <table border="1"> <tr> <td>容量</td> <td>約 3kVA(1台当たり)</td> </tr> <tr> <td>電 源</td> <td>鉛蓄電池</td> </tr> <tr> <td>電 圧</td> <td>100V</td> </tr> <tr> <td>台 数</td> <td>3</td> </tr> </table> <p>(3)モニタリングカー(1号、2号、3号及び4号炉共用)</p> <table border="1"> <tr> <td>台 数</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>(4)気象観測設備(1号、2号、3号及び4号炉共用)</p> <table border="1"> <tr> <td>観測項目</td> <td>風向、風速、日射量、放射収支量、雨量</td> </tr> <tr> <td>台 数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>伝送方法</td> <td>有線</td> </tr> </table>	種 類	Nal (T1)シンチレーション式検出器、 電離箱式検出器	計測範囲	10 ¹ ~ 10 ⁹ nGy/h	台 数	3	伝送方法	有線及び無線	容量	約 3kVA(1台当たり)	電 源	鉛蓄電池	電 圧	100V	台 数	3	台 数	1	観測項目	風向、風速、日射量、放射収支量、雨量	台 数	1	伝送方法	有線	<p>(3) 試料分析関係施設（東海発電所と一部共用） 1 式</p> <p>(4) 発電所内の放射線監視設備及び測定機器 1 式</p> <p>(5) 放出放射性廃棄物及び系統内の放射線監視設備並びに測定機器 1 式</p> <p>(6) 発電所外の放射線監視設備（東海発電所と共用） 1 式</p> <p>(7) 個人管理用測定設備及び測定機器 1 式</p> <p>(8) 放射線計測器の校正設備（東海発電所と共用） 1 式</p> <p>第8.1.2表 主な周辺モニタリング設備仕様</p> <p>(1) モニタリング・ポスト(東海発電所と共用)</p> <table border="1"> <tr> <td>種 類</td> <td>Nal (T1) シンチレーション式検出器， 電離箱式検出器</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>10¹ ~ 10⁹nGy/h</td> </tr> <tr> <td>台 数</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>伝送方法</td> <td>有線及び衛星回線</td> </tr> </table> <p>(2) モニタリング・ポスト専用の無停電電源装置</p> <table border="1"> <tr> <td>容 量</td> <td>約3kVA（1台当たり）</td> </tr> <tr> <td>電 源</td> <td>蓄電池</td> </tr> <tr> <td>電 圧</td> <td>100V</td> </tr> <tr> <td>台 数</td> <td>4</td> </tr> </table> <p>(3) 放射能観測車</p> <table border="1"> <tr> <td>台 数</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>(4) 気象観測設備</p> <table border="1"> <tr> <td>観測項目</td> <td>風向，風速，日射量，放射収支量，雨量，温度</td> </tr> <tr> <td>台 数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>伝送方法</td> <td>有線</td> </tr> </table>	種 類	Nal (T1) シンチレーション式検出器， 電離箱式検出器	計測範囲	10 ¹ ~ 10 ⁹ nGy/h	台 数	4	伝送方法	有線及び衛星回線	容 量	約3kVA（1台当たり）	電 源	蓄電池	電 圧	100V	台 数	4	台 数	1	観測項目	風向，風速，日射量，放射収支量，雨量，温度	台 数	1	伝送方法	有線	<p>東海第二で使用する設備名を記載</p>
種 類	Nal (T1)シンチレーション式検出器、 電離箱式検出器																																																	
計測範囲	10 ¹ ~ 10 ⁹ nGy/h																																																	
台 数	3																																																	
伝送方法	有線及び無線																																																	
容量	約 3kVA(1台当たり)																																																	
電 源	鉛蓄電池																																																	
電 圧	100V																																																	
台 数	3																																																	
台 数	1																																																	
観測項目	風向、風速、日射量、放射収支量、雨量																																																	
台 数	1																																																	
伝送方法	有線																																																	
種 類	Nal (T1) シンチレーション式検出器， 電離箱式検出器																																																	
計測範囲	10 ¹ ~ 10 ⁹ nGy/h																																																	
台 数	4																																																	
伝送方法	有線及び衛星回線																																																	
容 量	約3kVA（1台当たり）																																																	
電 源	蓄電池																																																	
電 圧	100V																																																	
台 数	4																																																	
台 数	1																																																	
観測項目	風向，風速，日射量，放射収支量，雨量，温度																																																	
台 数	1																																																	
伝送方法	有線																																																	

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<p>8.1.2 重大事故等時</p> <p>8.1.2.1 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する、放射線管理設備（重大事故等時）の設置及び保管場所概要図を第8.1.5図から第8.1.8図に示す。</p> <p>代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する代替緊急時対策所エリアモニタ又は緊急時対策所エリアモニタを保管する。</p> <p>なお、代替緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の設置をもって廃止する。</p> <p>8.1.2.2 設計方針</p> <p>(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備として、以下の常設モニタリング設備（モニタリングステーション及びモニタリングポストによる放射線量の測定）、可搬型代替モニタリング設備（可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定）、モニタリング設備（可搬型エリアモニタによる放射線量の測定、可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の代替測定、可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射線計測器による水中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定及び海上モニタリング測定）を設ける。</p> <p>a. モニタリングステーション及びモニタリングポストによる放射線量の測定常設モニタリング設備（モニタリングステーション及びモニタリングポストによる放射線量の測定）として、モニタリングステーション及びモニタリングポストを使用する。</p>	<p>8.1.2 重大事故等時</p> <p>8.1.2.1 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する、放射線管理設備（重大事故等時）の設置及び保管場所概要図を第8.1.5図から第8.1.7図に示す。</p> <p>緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所エリアモニタを保管する。</p> <p>8.1.2.2 設計方針</p> <p>(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備として、以下の可搬型モニタリング設備（可搬型モニタリング・ポストによる放射線量の測定、可搬型放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定、可搬型放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定及び海上モニタリング測定）を設ける。</p>	<p>東海第二で使用する設備名を記載</p> <p>東海第二では常設モニタリング設備はS A設備でない 東海第二の設備名称</p> <p>東海第二では常設モニタリング設備はS A設備でない</p>

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<p>モニタリングステーション及びモニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境界付近の放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるとともに、原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な台数を設置する設計とする。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストについては、重大事故等対処設備としての地盤の変形及び変位又は地震等による機能喪失を考慮し、可搬型代替モニタリング設備を有する設計とする。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストは、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングステーション及びモニタリングポスト（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） ・大容量空冷式発電機（10.2 代替電源設備） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. 可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定</p> <p>モニタリングステーション又はモニタリングポストが機能喪失した場合にその機能を代替する可搬型代替モニタリング設備（可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定）として、可搬型モニタリングポストを使用する。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるとともに、モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る十分な個数を保管する設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストの指示値は、無線により伝送し、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）で監視できる設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストで測定した放射線量は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。可搬型モニタリングポストの電源は、充電</p>	<p>モニタリング・ポストは、非常用電源である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から給電できる設計とする。</p> <p>a. 可搬型モニタリング・ポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>モニタリング・ポストが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（放射線量の測定及び代替測定）として、可搬型モニタリング・ポストを保管する。</p> <p>放射線量の代替測定に使用する可搬型モニタリング・ポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境界付近において、原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリング・ポストを代替し得る十分な個数を保管する。</p> <p>放射線量の測定に使用する可搬型モニタリング・ポストは、重大事故等が発生した場合に、原子炉施設周囲において、原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、海側等の測定を行える十分な個数（緊急時対策所の加圧判断用を含む。）を保管する。</p> <p>可搬型モニタリング・ポストの指示値は、衛星回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。可搬型モニタリング・ポストで測定した放射線量は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。可搬型モニタリング・ポストの電源は、外部バッテリーを使用する設計とする。外部バッテリーは、予備の外部バッテリーと交換することにより、継続して測定ができ、使用後の外部バッテリーは、緊急時対策所の</p>	<p>東海第二の設備名称</p> <p>東海第二では常設モニタリング設備はSA設備でない</p> <p>東海第二の設備名称 東海第二では新設する緊急時対策所を用いる</p> <p>東海第二では海側等の測定に可搬型モニタリング・ポストを使用する。</p> <p>東海第二での伝送方式を記載 可搬型モニタリング・ポスト</p>

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<p>池を使用する設計とする。充電池は、予備の充電池と交換することにより、継続して測定ができ、使用後の充電池は、代替緊急時対策所等の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型モニタリングポスト（3号及び4号炉共用） <p>c. 可搬型エリアモニタによる放射線量の測定</p> <p>モニタリング設備（可搬型エリアモニタによる放射線量の測定）として、可搬型エリアモニタを使用する。</p> <p>可搬型エリアモニタは、重大事故等が発生した場合に、発電用原子炉施設から放出される放射線量を、原子炉格納容器を囲む8方位において、監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるとともに、測定が可能な個数を保管する設計とする。可搬型エリアモニタの指示値は、無線により伝送し、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）で監視できる設計とする。可搬型エリアモニタで測定した放射線量は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録に必要な容量を保存できる設計とする。可搬型エリアモニタの電源は、乾電池を使用する設計とする。乾電池は、予備の乾電池と交換することにより、継続して測定ができる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型エリアモニタ（3号及び4号炉共用） <p>d. 放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>(a) 可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>モニタリングカーのダスト・よう素サンブラ又はダスト・よう素測定装置が機能喪失した場合にその機能を代替するモニタリング設備（可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の代替測定）として、可搬型放射線計測器及び可搬型ダストサンブラを使用する。</p> <p>可搬型放射線計測器及び可搬型ダストサンブラは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示するとともに、モニタリングカーの測定機能を代替し得る十分な個数を保管する設計とする。可搬型放射線計測器（NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ）の電源は、乾電池を使用する設計とし、可搬型ダストサンブラの電源は、充電池を使用する設計とす</p>	<p>電源から充電することができる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型モニタリング・ポスト <p>b. 放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>(a) 可搬型放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>放射能観測車のダスト・よう素サンブラ、ダストモニタ又はよう素測定装置が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（放射性物質の濃度の代替測定）として、可搬型放射能測定装置（NaIシンチレーションサーベイメータ、線サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ及び可搬型ダスト・よう素サンブラ）を保管する。</p> <p>可搬型放射能測定装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、放射能観測車の測定機能を代替し得る十分な個数を保管する。可搬型放射能測定装置のうちNaIシンチレーションサーベイメータ、線サーベイメータ及びZnSシンチレーションサーベイメータの電源は、乾電池を使用する設計とし、可搬型放射能測定装置のうち可搬型ダスト・よう素サンブラの電源は、外部バッテリーを使用する設計とする。乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することによ</p>	<p>によりモニタリング・ポストの代替測定及び海側敷地境界の測定を行う</p> <p>東海第二では可搬型モニタリング・ポストによりモニタリング・ポストの代替測定及び格納容器周囲の測定を行う</p> <p>東海第二の設備名称</p>

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<p>る。</p> <p>乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、継続して測定ができる設計とする。また、充電電池を用いるものについては、予備の充電電池と交換することにより、継続して測定ができ、使用後の充電電池は、代替緊急時対策所等の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型放射線計測器（NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ）（3号及び4号炉共用） ・可搬型ダストサンプラ（3号及び4号炉共用） <p>e. 可搬型放射線計測器等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>(a) 可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射線計測器による水中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定及び海上モニタリング測定</p> <p>モニタリング設備（可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射線計測器による水中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定及び海上モニタリング測定）として、可搬型放射線計測器、可搬型ダストサンプラ及び小型船舶を使用する。</p> <p>可搬型放射線計測器及び可搬型ダストサンプラは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示するとともに、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における放射性物質の濃度及び放射線量の測定が可能な個数を保管する設計とする。周辺海域においては、小型船舶を用いる設計とする。可搬型放射線計測器（NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、電離箱サーベイメータ）の電源は、乾電池を使用する設計とし、可搬型ダストサンプラの電源は、充電電池を使用する設計とする。乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、継続して測定ができる設計とする。また、充電電池を用いるものについては、予備の充電電池と交換することにより、継続して測定ができ、使用後の充電電池は、代替緊急時対策所等の電源から充電することができる設計とする。</p>	<p>り、継続して測定ができる設計とする。また、外部バッテリーを用いるものについては、予備の外部バッテリーと交換することにより、継続して測定ができ、使用後の外部バッテリーは、緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型放射能測定装置（NaIシンチレーションサーベイ・メータ、線サーベイ・メータ、ZnSシンチレーションサーベイ・メータ及び可搬型ダスト・よう素サンプラ） <p>c. 可搬型放射能測定装置による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>(a) 可搬型放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定及び海上モニタリング測定</p> <p>重大事故等対処設備（放射性物質の濃度及び放射線量の測定）として、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壌中）及び放射線量を測定するために可搬型放射能測定装置を、さらに海上モニタリングのために可搬型放射能測定装置、電離箱サーベイ・メータ及び小型船舶を保管する。</p> <p>可搬型放射能測定装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、周辺海域における海上モニタリングにおいては、可搬型放射能測定装置に加えて電離箱サーベイ・メータ及び小型船舶を用いる設計とする。可搬型放射能測定装置のうちNaIシンチレーションサーベイ・メータ、線サーベイ・メータ並びにZnSシンチレーションサーベイ・メータ及び電離箱サーベイ・メータの電源は、乾電池を使用する設計とし、可搬型放射能測定装置のうち可搬型ダスト・よう素サンプラの電源は、外部バッテリーを使用する設計とする。乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、継続して測定ができる設計とする。また、外部バッテリーを用いるものについては、予備の外部バッテリーと交換することにより、継続して測定ができ、使用後の外部バッテリーは、緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型放射能測定装置（NaIシンチレーションサーベイ・メータ、線サーベイ・メータ、ZnSシンチレーションサーベイ・メータ及び可搬型 	<p>東海第二の設備名称</p>

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型放射線計測器（NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、電離箱サーベイメータ）（3号及び4号炉共用） 可搬型ダストサンブラ（3号及び4号炉共用） 小型船舶（3号及び4号炉共用） <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p> <p>(2) 風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備</p> <p>重大事故等時に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として、以下の重大事故等対処設備（可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定）を設ける。</p> <p>a. 可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定）として、可搬型気象観測装置を使用する。</p> <p>可搬型気象観測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できるとともに、気象観測設備を代替し得る十分な個数を保管する設計とする。可搬型気象観測装置の指示値は、無線により伝送し、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）で監視できる設計とする。可搬型気象観測装置で測定した風向、風速その他の気象条件は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。可搬型気象観測装置の電源は、充電電池を使用する設計とする。充電電池は、予備の充電電池と交換することにより、継続して測定ができ、使用後の充電電池は、代替緊急時対策所等の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型気象観測装置（3号及び4号炉共用） <p>ディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」に示す設計方針を適用する。ただし、多様性、位置的分散等を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち多様性、位置的分散等の設計方針は適用しない。</p>	<p>ダスト・よう素サンブラ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電離箱サーベイ・メータ 小型船舶 <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p> <p>(2) 風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備</p> <p>重大事故等時に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として、以下の重大事故等対処設備（可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定）を保管する。</p> <p>a. 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定）として、可搬型気象観測設備を保管する。</p> <p>可搬型気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できるとともに、気象観測設備を代替し得る十分な個数を保管する設計とする。可搬型気象観測設備の指示値は、衛星回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。可搬型気象観測設備で測定した風向、風速その他の気象条件は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。可搬型気象観測設備の電源は、外部バッテリーを使用する設計とする。外部バッテリーは、予備の外部バッテリーと交換することにより、継続して測定ができ、使用後の外部バッテリーは、緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型気象観測設備 <p>常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>(3) 使用済燃料プールの状態監視に用いる設備</p>	<p>東海第二の設備名称</p> <p>東海第二での伝送方式を記載</p>

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<p>ディーゼル発電機及び大容量空冷式発電機については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットの状態監視に用いる設備</p> <p>a. 使用済燃料ピット周辺線量率（低レンジ）、使用済燃料ピット周辺線量率（中間レンジ）及び使用済燃料ピット周辺線量率（高レンジ）による使用済燃料ピット区域の空間線量率の測定</p> <p>使用済燃料ピット周辺線量率（低レンジ）、使用済燃料ピット周辺線量率（中間レンジ）及び使用済燃料ピット周辺線量率（高レンジ）の計測装置は、使用済燃料ピット区域の空間線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット周辺線量率は、取付けを想定する複数の場所の線量率と使用済燃料ピット区域の空間線量率の相関（減衰率）をあらかじめ評価しておくことで、使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定できる設計とする。使用済燃料ピット周辺線量率（低レンジ）、使用済燃料ピット周辺線量率（中間レンジ）及び使用済燃料ピット周辺線量率（高レンジ）の計測装置は、ディーゼル発電機に加えて代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>具体的なパラメータは、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット周辺線量率（低レンジ）（3号及び4号炉共用） ・使用済燃料ピット周辺線量率（中間レンジ）（3号及び4号炉共用） ・使用済燃料ピット周辺線量率（高レンジ）（3号及び4号炉共用） <p>(4) 原子炉格納容器内の状態監視に用いる設備</p> <p>a. 格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）による原子炉格納容器内の放射線量率の測定</p> <p>格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）は、原子炉格納容器内の放射線量率を想定される重大事故等に計測又は監視及び記録ができる設計とする。</p> <p>格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）は、ディーゼル発電機に加えて代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p>	<p>a. 使用済燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）による使用済燃料プールエリアの空間線量率の測定</p> <p>使用済燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）の計測装置は、使用済燃料プールエリアの空間線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設計とする。使用済燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）の計測装置は、常設代替直流電源設備である緊急用直流 125V 蓄電池及び可搬型代替直流電源設備である可搬型代替低圧電源車により給電できる設計とする。</p> <p>具体的なパラメータは、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ） <p>(4) 格納容器内の状態監視に用いる設備</p> <p>a. 格納容器雰囲気放射線モニタによる格納容器内の放射線量率の測定</p> <p>格納容器雰囲気放射線モニタ（D/W 及び S/C）は、格納容器内の放射線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設計とする。</p> <p>格納容器雰囲気放射線モニタ（D/W 及び S/C）は、所内常設直流電源設備に加えて常設代替直流電源設備である緊急用直流 125V 蓄電池及び可搬型代替直流電源設備である可搬型代替低圧電源車により給電できる設計とする。</p> <p>(5) 格納容器圧力逃がし装置等の状態監視に用いる設備</p> <p>a. フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）及び耐圧強化ベント系放射線モニタによる水素ガスを格納容器外に排出する場合の放射線量率の測定</p> <p>フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）及び耐圧強化ベント系放射線モニタは、水素ガスを格納容器外に排出する場合の放射線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設計とする。</p>	<p>東海第二での設備名称</p>

赤色：設備，運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現，設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<p>(5) 代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の放射線量の測定に用いる設備</p> <p>a. 代替緊急時対策所エリアモニタ又は緊急時対策所エリアモニタによる代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の放射線量の測定</p> <p>代替緊急時対策所エリアモニタ又は緊急時対策所エリアモニタは、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定できる設計とする。</p> <p>代替緊急時対策所エリアモニタ又は緊急時対策所エリアモニタの多様性、位置的分散、悪影響防止、共用の禁止、容量等、環境条件等、操作性の確保、試験検査については、「10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時」にて記載する。</p> <p>8.1.2.2.1 多様性、位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 モニタリングステーション及びモニタリングポストは、ディーゼル発電機に対して多様性を持った大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に保管することで、屋外のモニタリングステーション及びモニタリングポストと位置的分散を図る設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>8.1.2.2.2 悪影響防止</p>	<p>フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）及び耐圧強化ベント系放射線モニタは、常設代替直流電源設備である緊急用直流 125V 蓄電池及び可搬型代替直流電源設備である可搬型代替低圧電源車により給電できる設計とする。</p> <p>(6) 緊急時対策所の放射線量の測定に用いる設備</p> <p>a. 緊急時対策所エリアモニタによる緊急時対策所内の放射線量の測定</p> <p>緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタの多様性、位置的分散、悪影響防止、共用の禁止、容量等、環境条件等、操作性の確保、試験検査については、「10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時」にて記載する。</p> <p>8.1.2.2.1 多様性、位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリング・ポスト及び可搬型気象観測設備は、緊急時対策所内に保管することで、屋外のモニタリング・ポスト及び気象観測設備と位置的分散を図る設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>8.1.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリング・ポストによる放射線量の測定及び代替測定に使用する</p>	<p>東海第二では格納容器圧力逃がし装置を使用する。</p> <p>東海第二での設備名称</p> <p>東海第二では常設モニタリング設備はSA設備でない設備名称の相違</p>

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストによる放射線量の測定に使用するモニタリングステーション及びモニタリングポストは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定に使用する可搬型モニタリングポストは、他の設備から独立して使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、可搬型モニタリングポストは、設置場所において固縛等によって固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型エリアモニタによる放射線量の測定に使用する可搬型エリアモニタは、他の設備から独立して使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、可搬型エリアモニタは、設置場所において固縛等によって固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の代替測定に使用する可搬型放射線計測器(NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ)及び可搬型ダストサンブラ、並びに可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射線計測器による水中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定及び海上モニタリング測定に使用する可搬型放射線計測器(NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、電離箱サーベイメータ)、可搬型ダストサンブラ及び小型船舶は、他の設備から独立して使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定に使用する可搬型気象観測装置は、他の設備から独立して使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、可搬型気象観測装置は、設置場所において固縛等によって固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット区域の空間線量率の測定に使用する使用済燃料ピット周辺線量率(低レンジ)、使用済燃料ピット周辺線量率(中間レンジ)及び使</p>	<p>可搬型モニタリング・ポストは、他の設備から独立して使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、可搬型モニタリング・ポストは、設置場所において固縛等によって固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定に使用する可搬型放射能測定装置(NaIシンチレーションサーベイメータ、線サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ及び可搬型ダスト・よう素サンブラ)、可搬型放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定及び海上モニタリング測定に使用する可搬型放射能測定装置(NaIシンチレーションサーベイメータ、線サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ及び可搬型ダスト・よう素サンブラ)、電離箱サーベイメータ及び小型船舶は、他の設備から独立して使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定に使用する可搬型気象観測設備は、他の設備から独立して使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、可搬型気象観測設備は、設置場所において固縛等によって固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>使用済燃料プールエリアの空間線量率の測定に使用する使用済燃料プールエリア放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)は、他の設備と遮断器又はヒューズによる電気的分離を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>格納容器内の放射線量率の測定に使用する格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W及びS/C)は、チャンネル相互を物理的、電気的に分離し、チャンネル間の独立を図るとともに、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においてもパラメータ相互を分離し、独立を図ることで、他の設備に電気的な悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>水素ガスを格納容器外に排出する場合の放射線量率の測定に使用するフィル</p>	<p>備考</p> <p>東海第二では常設モニタリング設備はSA設備でない</p> <p>設備名称の相違</p> <p>東海第二では可搬型モニタリング・ポストによりモニタリング・ポストの代替測定及び格納容器周囲の測定を行う</p> <p>設備名称の相違</p>

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<p>用済燃料ピット周辺線量率（高レンジ）の計測装置は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内の放射線量率の測定に使用する格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）は、チャンネル相互を物理的、電気的に分離し、チャンネル間の独立を図るとともに、主要パラメータ及び代替パラメータ間においてもパラメータ相互を分離し、独立を図ることで、他の設備に悪影響を及ぼさないよう独立した設計とする。</p> <p>8.1.2.2.3 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストは、重大事故等時の放射線量の状況について、一元的な管理をすることで、総合的な判断に資することができ、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>これらの設備は、共用することで悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく放射線量を測定する設計とする。なお、モニタリングステーション及びモニタリングポストは、重大事故等時の放射線量を測定する場合のみ3号炉及び4号炉共用とする。</p> <p>8.1.2.2.4 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定するモニタリングステーション及びモニタリングポスト、可搬型モニタリングポスト、可搬型エリアモニタ、可搬型放射線計測器及び可搬型ダストサンプラは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満足する設計とする。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストは、設計基準事故時の監視設備と兼用しており、原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定め</p>	<p>タ装置出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）及び耐圧強化ベント系放射線モニタは、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においてもパラメータ相互を分離し、独立を図ることで、他の設備に電気的な悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>8.1.2.2.3 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定する可搬型モニタリング・ポスト、可搬型放射能測定装置及び電離箱サーベイ・メータは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満足する設計とする。</p> <p>可搬型モニタリング・ポストは、モニタリング・ポストが機能喪失しても代替し得る十分な個数、及び原子炉施設周囲における放射線量の測定及び緊急時対策所の加圧判断が可能な台数として10台（モニタリング・ポストの代替として4台、原子炉施設周囲（海側を含む。）に5台、緊急時対策所付近に1台）、故障時又は保守点検時のバックアップ用として2台の合計12台を緊急時対策所に保管する設計とする。</p>	<p>東海第二では格納容器圧力逃がし装置を使用する。</p> <p>東海第二は単号炉のため記載なし</p> <p>東海第二では常設モニタリング設備はSA設備でない</p>

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<p>られた事象の判断に必要な十分な台数として 3 号炉及び 4 号炉で 3 台（重大事故等時のみ 3 号炉及び 4 号炉共用）を設置する設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、モニタリングステーション及びモニタリングポストが機能喪失しても代替し得る十分な個数として 3 号炉及び 4 号炉で 1 セット 3 個使用する。保有数は、3 号炉及び 4 号炉で 1 セット 3 個、保守点検は模擬入力による特性確認等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として 1 個の合計 4 個（3 号及び 4 号炉共用）を保管する。</p> <p>可搬型エリアモニタは、原子炉格納容器を囲む 8 方位における放射線量の測定及び緊急時対策所の加圧判断が可能な個数として 3 号炉及び 4 号炉で 1 セット 8 個使用する。</p> <p>保有数は、3 号炉及び 4 号炉で 1 セット 8 個、保守点検は模擬入力による特性確認等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として 1 個の合計 9 個（3 号及び 4 号炉共用）を保管する。</p> <p>可搬型放射線計測器（NaI シンチレーションサーベイメータ、GM 汚染サーベイメータ、電離箱サーベイメータ）及び可搬型ダストサンプラは、モニタリングカーの代替測定並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定し得る十分な個数として 3 号炉及び 4 号炉で 1 セット各 2 個使用する。保有数は、3 号炉及び 4 号炉で 1 セット各 2 個、保守点検は模擬入力による特性確認等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として各 1 個の合計各 3 個（3 号及び 4 号炉共用）を保管する。</p> <p>可搬型放射線計測器（ZnS シンチレーションサーベイメータ）は、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な個数として 3 号炉及び 4 号炉で 1 セット 1 個使用する。保有数は、3 号炉及び 4 号炉で 1 セット 1 個、保守点検は模擬入力による特性確認等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として 1 個の合計 2 個（3 号及び 4 号炉共用）を保管する。</p>	<p>可搬型放射能測定装置（NaI シンチレーションサーベイメータ、線サーベイメータ、ZnS シンチレーションサーベイメータ及び可搬型ダスト・よう素サンプラ）は、放射能観測車の代替測定並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な個数として各 2 個、故障時又は保守点検時のバックアップ用として各 1 個の合計各 3 個を緊急時対策所にそれぞれ保管する設計とする。</p> <p>電離箱サーベイメータは、発電所及びその周辺（周辺海域を含む。）において放射線量を測定し得る個数として 1 個、故障時又は保守点検時のバックアップ用として 1 個の合計 2 個を緊急時対策所に保管する設計とする。</p> <p>小型船舶は、発電所の周辺海域において、原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な可搬型放射能測定装置、電離箱サーベイメータ及び要員を積載できるものを 1 台、故障時又は保守点検時のバックアップ用として 1 台の合計 2 台を、津波の影響を受けない高台の西側及び南側の可搬型重大事故等対処設備保管場所（以下「西側及び南側保管場所」という。）に保管する設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目を測定できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備は、気象観測設備が機能喪失しても代替し得る台数として 1</p>	<p>可搬型モニタリング・ポストによりモニタリング・ポストの代替測定及び海側敷地境界の測定を行う 東海第二での設備名称</p> <p>東海第二では可搬型モニタリング・ポストによりモニタリング・ポストの代替測定及び格納容器周囲の測定を行う</p> <p>東海第二での設備名称 東海第二では ZnS シンチレーションサーベイメータを使用する。</p> <p>設備名称の相違</p>

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<p>小型船舶は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な可搬型放射線計測器、可搬型ダストサンブラ及び要員を積載できるものを 3 号炉及び 4 号炉で 1 セット 1 台使用する。保有数は、3 号炉及び 4 号炉で 1 セット 1 台、保守点検は外観点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ 1 用として 1 台の合計 2 台（3 号及び 4 号炉共用）を保管する。</p> <p>可搬型気象観測装置は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目を測定できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測装置は、気象観測設備が機能喪失しても代替し得る個数として 3 号炉及び 4 号炉で 1 セット 1 個使用する。保有数は、3 号炉及び 4 号炉で 1 セット 1 個、保守点検は特性の確認等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として 1 個の合計 2 個（3 号及び 4 号炉共用）を保管する。</p> <p>使用済燃料ピット周辺線量率（低レンジ）、使用済燃料ピット周辺線量率（中間レンジ）及び使用済燃料ピット周辺線量率（高レンジ）は、重大事故等時により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設計とし、使用済燃料ピット区域の空間線量率を測定できる設計とする。使用済燃料ピット周辺線量率（低レンジ）、使用済燃料ピット周辺線量率（中間レンジ）及び使用済燃料ピット周辺線量率（高レンジ）の計測装置は、3 号炉、4 号炉それぞれで 1 セット 1 個使用する。保有数は、3 号炉、4 号炉それぞれで 1 セット 1 個、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップとして 2 個の合計 4 個（3 号及び 4 号炉共用）を保管する。</p> <p>また、使用済燃料ピット周辺線量率（中間レンジ）及び使用済燃料ピット周辺線量率（高レンジ）の検出器は、3 号炉、4 号炉それぞれで 1 セット 1 個使用する。保有数は、3 号炉、4 号炉それぞれで 1 セット 1 個、保守点検は目視点検であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として 1 個の合計 3 個（3 号及び 4 号炉共用）を保管する。</p> <p>格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）は、設計基準を超える状態において原子炉施設の状態を推定するための計測範囲を有する設計とする。</p>	<p>台、故障時又は保守点検時のバックアップ用として 1 台の合計 2 台を緊急時対策所に保管する設計とする。また、小型船舶は、発電所の周辺海域において、原子炉施設から放出される放射線量及び放射性物質の濃度の測定を行うために必要な測定装置及び要員を積載できる設計とする。</p> <p>使用済燃料プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）は、重大事故等時において変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設計とする。</p> <p>格納容器雰囲気放射線モニタ（D/W,S/C）は、設計基準を超える状態において原子炉施設の状態を推定するための計測範囲を有する設計とする。</p> <p>フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）及び耐圧強化ベント系放射線モニタは、設計基準を超える状態において原子炉施設の状態を推定するための計測範囲を有する設計とする。</p> <p>8.1.2.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリング・ポスト及び可搬型気象観測装置は、緊急時対策所内に保管するとともに、屋外に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>可搬型放射能測定装置（NaIシンチレーションサーベイ・メータ、線サーベ</p>	<p>保管場所を記載</p> <p>保管場所を記載</p> <p>東海第二での設備名称</p> <p>東海第二での設備名称</p>

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<p>8.1.2.2.5 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストは、屋外に設置し、重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポスト及び可搬型エリアモニタは、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に保管するとともに、屋外に設置し、重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>可搬型放射線計測器（NaI シンチレーションサーベイメータ、GM 汚染サーベイメータ、ZnS シンチレーションサーベイメータ、電離箱サーベイメータ）及び可搬型ダストサンブラは、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に保管するとともに、屋外で使用し、重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。人が携行して測定が可能な設計とし、操作は設置場所（使用場所）で可能な設計とする。</p> <p>小型船舶は、屋外で保管及び使用し、重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。また、海で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。操作は使用場所で可能な設計とする。可搬型気象観測装置は、屋外又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に保管するとともに、屋外に設置し、重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット周辺線量率（低レンジ）の計測装置は、原子炉補助建屋及び4号炉の原子炉周辺建屋内に保管するとともに、3号炉の重大事故等時は3号炉の原子炉周辺建屋内に設置し、4号炉の重大事故等時は4号炉の原子炉周辺建屋内に設置するため、重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。使用済燃料ピットの水位が異常に低下する事故時に使用する設備であるため、その環境を考慮して空気を供給し冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット周辺線量率（中間レンジ）及び使用済燃料ピット周辺線量率（高レンジ）の計測装置は、原子炉補助建屋及び4号炉の原子炉周辺建屋内に保管するとともに、3号炉の重大事故等時は3号炉の原子炉周辺建屋内に設置し、4号炉の重大事故等時は4号炉の原子炉周辺建屋内に設置するため、重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。使用済燃料ピットの水位が異常に低下する事故時に使用する設備であるため、その環境条件を考慮した設</p>	<p>イ・メータ、ZnSシンチレーションサーベイ・メータ及び可搬型ダスト・よう素サンブラ）及び電離箱サーベイ・メータは、緊急時対策所内に保管するとともに、屋外で使用し、重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。人が携行して測定が可能な設計とし、操作は設置場所（使用場所）で可能な設計とする。</p> <p>小型船舶は、屋外で保管及び使用し、重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。また、海で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。操作は使用場所で可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）は、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。使用済燃料プールの水位が異常に低下する事故時に使用する設備であるため、その環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>格納容器雰囲気放射線モニタ（D/W,S/C）は、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）は、原子炉建屋原子炉棟外及びその他の建屋内に設置し、重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>耐圧強化ベント系放射線モニタは、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>8.1.2.2.5 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p>	<p>東海第二では格納容器圧力逃がし装置を使用する。</p> <p>東海第二では常設モニタリング設備はSA設備でない 東海第二での設備名称</p> <p>東海第二での設備名称</p>

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<p>計とする。操作は設置場所での可能な設計とする。</p> <p>格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)及び格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)は、原子炉格納容器内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>8.1.2.2.6 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストを使用した、モニタリングステーション及びモニタリングポストによる放射線量の測定を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストを使用した、可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定を行う系統は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。可搬型モニタリングポストは、人力により運搬ができる設計とするとともに、設置場所にて固縛等により固定できる設計とする。また、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型エリアモニタを使用した、可搬型エリアモニタによる放射線量の測定を行う系統は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。可搬型エリアモニタは、人力により運搬ができる設計とするとともに、設置場所にて固縛等により固定できる設計とする。また、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型放射線計測器、可搬型ダストサンプラ及び小型船舶は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。可搬型放射線計測器及び可搬型ダストサンプラは、人力により運搬できる設計とする。また、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。</p> <p>小型船舶は、容易に操縦ができ、車両等により運搬ができる設計とする。</p>	<p>可搬型モニタリング・ポスト及び可搬型気象観測設備は、測定器本体と外部バッテリーの接続をコネクタ接続とし、接続規格を統一することにより、確実に接続できる設計とする。操作スイッチにより現場での起動・停止及び測定が可能な設計とする。また、リヤカー等による運搬、移動ができ、人力による積み込み等ができるとともに、設置場所において転倒防止措置が可能な設計とする。</p> <p>可搬型放射能測定装置である可搬型ダスト・よう素サンプラ、Na I シンチレーションサーベイ・メータ、線サーベイ・メータ、Zn S シンチレーションサーベイ・メータ及び電離箱サーベイ・メータは、他機器との接続がなく単体で使用し、操作スイッチにより現場での起動・停止及び測定が可能な設計とする。また、人力により運搬、移動ができ、使用場所において人が携行し使用できる設計とする。</p> <p>小型船舶は、ハンドルにより現場での操舵が可能な設計とする。また、車両により運搬、移動ができ、使用場所である海上で航行できる設計とする。</p> <p>使用済燃料プールエリア放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)は、想定される重大事故等が発生した場合において、操作を必要とすることなく中央制御室から監視が可能な設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>東海第二では格納容器圧力逃がし装置を使用する。</p> <p>東海第二では常設モニタリング設備はSA設備でない</p> <p>運用の相違</p> <p>東海第二では可搬型モニタリング・ポストによりモニタリング・ポストの代替測定及び格納容器周囲の測定を行う</p> <p>東海第二での設備名称</p>

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<p>可搬型気象観測装置を使用した、可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定を行う系統は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。可搬型気象観測装置は、人力により運搬ができる設計とするとともに、設置場所にて固縛等により固定できる設計とする。また、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット周辺線量率（低レンジ）使用済燃料ピット周辺線量率（中間レンジ）及び使用済燃料ピット周辺線量率（高レンジ）の計測装置等の取付架台への取り付けは、取付金具を用いて確実に取り付けできる設計とする。使用済燃料ピット周辺線量率（低レンジ）使用済燃料ピット周辺線量率（中間レンジ）及び使用済燃料ピット周辺線量率（高レンジ）の計測装置等の計装ケーブル及び電源ケーブルの接続はコネクタ接続とし、接続規格を統一することにより、確実に接続できる設計とする。接続口は、3号炉及び4号炉とも同一規格とする。使用済燃料ピット周辺線量率（低レンジ）使用済燃料ピット周辺線量率（中間レンジ）及び使用済燃料ピット周辺線量率（高レンジ）の計測装置等は、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。</p> <p>8.1.2.3 主要設備及び仕様 放射線管理設備の主要設備及び仕様を第 8.1.3 表及び第 8.1.4 表に示す。</p> <p>8.1.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。 放射線量の測定に使用するモニタリングステーション及びモニタリングポストは模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正ができる設計とする。</p> <p>放射線量の測定に使用する可搬型モニタリングポスト、可搬型エアモニタ、可搬型放射線計測器（電離箱サーベイメータ）及び放射性物質の濃度の測定に使用する可搬型放射線計測器（NaI シンチレーションサーベイメータ、GM 汚染サーベイメータ、ZnS シンチレーションサーベイメータ）は、模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正ができる設計とする。</p> <p>放射性物質の濃度の測定に使用する可搬型ダストサンブラは、機能・性能の</p>	<p>格納容器雰囲気放射線モニタ（D/W,S/C）は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ構成で使用できる設計とする。</p> <p>フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）及び耐圧強化ベント系放射線モニタは、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>8.1.2.3 主要設備及び仕様 放射線管理設備の主要設備及び仕様を第 8.1.3 表及び第 8.1.4 表に示す。</p> <p>8.1.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>放射線量の測定に使用する可搬型モニタリング・ポストは、プラント運転中又はプラント停止中、線源による校正及びデータ伝送の確認により機能・性能検査ができる設計とする。試料採取に使用する可搬型ダスト・よう素サンブラは、プラント運転中又はプラント停止中、流量の確認による機能・性能検査及び外観の確認による外観検査ができる設計とする。</p> <p>放射性物質の濃度の測定に使用するNaI シンチレーションサーベイ・メータ、線サーベイ・メータ及びZnS シンチレーションサーベイ・メータ、放射線量の測定に使用する電離箱サーベイ・メータは、プラント運転中又はプラント停止中、線源による校正により機能・性能検査ができる設計とする。</p> <p>海上モニタリングに使用する小型船舶は、プラント運転中又はプラント停止中、航行試験による機能・性能の確認及び外観の確認による外観検査ができる設計とする。</p> <p>風向、風速その他の気象条件の測定に使用する可搬型気象観測設備は、プラント運転中又はプラント停止中、測定器の校正及びデータ伝送の確認により機能・性能検査ができる設計とする。</p> <p>使用済燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）は、標準線源による線源校正及び模擬入力による校正ができる設計とする。</p> <p>格納容器雰囲気放射線モニタ（D/W,S/C）は、模擬入力による機能・性能の確認</p>	<p>詳細に記載</p> <p>東海第二では格納容器圧力逃がし装置を使用する。</p> <p>東海第二では常設モニタリング設備は S A 設備でない</p> <p>運用の相違</p>

比較表（監視測定設備）

赤色：設備，運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現，設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<p>確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>放射性物質の濃度及び放射線量の測定に使用する小型船舶は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>風向、風速その他の気象条件の測定に使用する可搬型気象観測装置は、模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正ができる設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット周辺線量率（低レンジ）、使用済燃料ピット周辺線量率（中間レンジ）及び使用済燃料ピット周辺線量率（高レンジ）は、模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正ができる設計とする。</p> <p>格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）は、模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正ができる設計とする。</p>	<p>（特性の確認）及び校正ができる設計とする。</p> <p>フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）及び耐圧強化ベント系放射線モニタは、模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正ができる設計とする。</p> <p>第8.1.3表 放射線管理設備（重大事故等時）（常設）の設備仕様</p>	<p>運用の相違</p> <p>詳細に記載</p> <p>運用の相違</p> <p>運用の相違</p> <p>東海第二では格納容器圧力逃がし装置を使用する。</p>

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考																										
<p>第8.1.3表 放射線管理設備（重大事故等時）（常設）の設備仕様</p> <p>(1) モニタリングステーション及びモニタリングポスト（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理設備（通常運転時等） 放射線管理設備（重大事故等時） <table border="0"> <tr> <td>種類</td> <td>NaI（TI）シンチレーション式検出器、電離箱式検出器</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>10¹～10ⁿnGy/h</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>伝送方法</td> <td>有線及び無線</td> </tr> </table> <p>(2) 格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 計装設備（重大事故等対処設備） 放射線管理設備（通常運転時等） 放射線管理設備（重大事故等時） <table border="0"> <tr> <td>個数</td> <td>2</td> </tr> </table>	種類	NaI（TI）シンチレーション式検出器、電離箱式検出器	計測範囲	10 ¹ ～10 ⁿ nGy/h	台数	3	伝送方法	有線及び無線	個数	2	<p>(1) 使用済燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 計装設備（重大事故等対処設備） 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 放射線管理設備（重大事故等時） <table border="0"> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>10⁻²～10⁵Sv/h</td> </tr> </table> <p>(2) 使用済燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 計装設備（重大事故等対処設備） 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 放射線管理設備（重大事故等時） <table border="0"> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>10⁻³～10⁴mSv/h</td> </tr> </table> <p>(3) 格納容器雰囲気放射線モニタ（D/W）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉プラント・プロセス計装 計装設備（重大事故等対処設備） 放射線管理設備（通常運転時等） 放射線管理設備（重大事故等時） <table border="0"> <tr> <td>個数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>10⁻²～10⁵Sv/h</td> </tr> </table> <p>(4) 格納容器雰囲気放射線モニタ（S/C）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉プラント・プロセス計装 計装設備（重大事故等対処設備） 放射線管理設備（通常運転時等） 放射線管理設備（重大事故等時） <table border="0"> <tr> <td>個数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>10⁻²～10⁵Sv/h</td> </tr> </table> <p>(5) フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p>	個数	1	計測範囲	10 ⁻² ～10 ⁵ Sv/h	個数	1	計測範囲	10 ⁻³ ～10 ⁴ mSv/h	個数	2	計測範囲	10 ⁻² ～10 ⁵ Sv/h	個数	2	計測範囲	10 ⁻² ～10 ⁵ Sv/h	<p>東海第二では常設モニタリング設備はS A設備でない</p>
種類	NaI（TI）シンチレーション式検出器、電離箱式検出器																											
計測範囲	10 ¹ ～10 ⁿ nGy/h																											
台数	3																											
伝送方法	有線及び無線																											
個数	2																											
個数	1																											
計測範囲	10 ⁻² ～10 ⁵ Sv/h																											
個数	1																											
計測範囲	10 ⁻³ ～10 ⁴ mSv/h																											
個数	2																											
計測範囲	10 ⁻² ～10 ⁵ Sv/h																											
個数	2																											
計測範囲	10 ⁻² ～10 ⁵ Sv/h																											

赤色：設備，運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現，設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<p>計測範囲 $10^2 \sim 10^7 \mu\text{Sv/h}$</p> <p>(3) 格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ） 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計装設備（重大事故等対処設備） ・放射線管理設備（通常運転時等） ・放射線管理設備（重大事故等時） <p>個数 2 計測範囲 $10^3 \sim 10^9 \text{mSv/h}$</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計装設備（重大事故等対処設備） ・放射線管理設備（重大事故等時） ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 ・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 ・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 <p>個数 2 計測範囲 $10^{-2} \sim 10^5 \text{Sv/h}$</p> <p>(6) フィルタ装置出口放射線モニタ（低レンジ） 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計装設備（重大事故等対処設備） ・放射線管理設備（重大事故等時） ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 ・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 ・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 <p>個数 1 計測範囲 $10^{-3} \sim 10^4 \text{mSv/h}$</p> <p>(7) 耐圧強化ベント系放射線モニタ 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計装設備（重大事故等対処設備） ・放射線管理設備（重大事故等時） <p>個数 1 計測範囲 $10^{-3} \sim 10^4 \text{mSv/h}$</p> <p>第8.1.4表 放射線管理設備（重大事故等時）（可搬型）の設備仕様</p> <p>(1) 可搬型モニタリング・ポスト 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線管理設備（重大事故等時） ・緊急時対策所（重大事故等時） <p>種類 NaI（TI）シンチレーション式検出器， 半導体式検出器</p> <p>計測範囲 BG～1000mGy/h 個数 10（予備1） 伝送方法 衛星回線</p>	<p>東海第二では格納容器圧力逃がし装置を使用する。</p>

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考																																																										
<p>第8.1.4表 放射線管理設備（重大事故等時）（可搬型）の設備仕様</p> <p>(1) 可搬型モニタリングポスト（3号及び4号炉共用）</p> <table border="0"> <tr> <td>種 類</td> <td>NaI (TI) シンチレーション式検出器、半導体式検出器</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>0～100mGy/h</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>3（予備1）</td> </tr> <tr> <td>伝送方法</td> <td>無線</td> </tr> </table> <p>(2) 可搬型エリアモニタ（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線管理設備（重大事故等時） ・緊急時対策所（重大事故等時） <table border="0"> <tr> <td>種 類</td> <td>半導体式検出器</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>0.001～300mSv/h</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>8（予備1）</td> </tr> <tr> <td>伝送方法</td> <td>無線</td> </tr> </table> <p>(3) 可搬型放射線計測器（3号及び4号炉共用）</p> <p>a. NaIシンチレーションサーベイメータ</p> <table border="0"> <tr> <td>種 類</td> <td>NaI (TI) シンチレーション式検出器</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>0～30ks-1</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>2（予備1）</td> </tr> </table> <p>b. GM汚染サーベイメータ</p> <table border="0"> <tr> <td>種 類</td> <td>GM管式検出器</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>0～100kmin-1</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>2（予備1）</td> </tr> </table> <p>c. ZnSシンチレーションサーベイメータ</p> <table border="0"> <tr> <td>種 類</td> <td>ZnS (Ag) シンチレーション式検出器</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>0～100kmin-1</td> </tr> </table>	種 類	NaI (TI) シンチレーション式検出器、半導体式検出器	計測範囲	0～100mGy/h	個 数	3（予備1）	伝送方法	無線	種 類	半導体式検出器	計測範囲	0.001～300mSv/h	個 数	8（予備1）	伝送方法	無線	種 類	NaI (TI) シンチレーション式検出器	計測範囲	0～30ks-1	個 数	2（予備1）	種 類	GM管式検出器	計測範囲	0～100kmin-1	個 数	2（予備1）	種 類	ZnS (Ag) シンチレーション式検出器	計測範囲	0～100kmin-1	<p>(2) 可搬型放射能測定装置</p> <p>a. NaIシンチレーションサーベイ・メータ</p> <table border="0"> <tr> <td>種 類</td> <td>NaI (TI) シンチレーション式検出器</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>BG～30μGy/h</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>2（予備1）</td> </tr> </table> <p>b. 線サーベイ・メータ</p> <table border="0"> <tr> <td>種 類</td> <td>GM管式検出器</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>BG～99.9kmin-1</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>2（予備1）</td> </tr> </table> <p>c. ZnSシンチレーションサーベイ・メータ</p> <table border="0"> <tr> <td>種 類</td> <td>ZnS (Ag) シンチレーション式検出器</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>BG～99.9kmin-1</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>2（予備1）</td> </tr> </table> <p>d. 可搬型ダスト・よう素サンブラ</p> <table border="0"> <tr> <td>個 数</td> <td>2（予備1）</td> </tr> </table> <p>(3) 電離箱サーベイ・メータ</p> <table border="0"> <tr> <td>種 類</td> <td>電離箱式検出器</td> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>1μSv/h～1000mSv/h</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>1（予備1）</td> </tr> </table> <p>(4) 小型船舶 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線管理設備（重大事故等時） ・発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 	種 類	NaI (TI) シンチレーション式検出器	計測範囲	BG～30μGy/h	個 数	2（予備1）	種 類	GM管式検出器	計測範囲	BG～99.9kmin-1	個 数	2（予備1）	種 類	ZnS (Ag) シンチレーション式検出器	計測範囲	BG～99.9kmin-1	個 数	2（予備1）	個 数	2（予備1）	種 類	電離箱式検出器	計測範囲	1μSv/h～1000mSv/h	個 数	1（予備1）	
種 類	NaI (TI) シンチレーション式検出器、半導体式検出器																																																											
計測範囲	0～100mGy/h																																																											
個 数	3（予備1）																																																											
伝送方法	無線																																																											
種 類	半導体式検出器																																																											
計測範囲	0.001～300mSv/h																																																											
個 数	8（予備1）																																																											
伝送方法	無線																																																											
種 類	NaI (TI) シンチレーション式検出器																																																											
計測範囲	0～30ks-1																																																											
個 数	2（予備1）																																																											
種 類	GM管式検出器																																																											
計測範囲	0～100kmin-1																																																											
個 数	2（予備1）																																																											
種 類	ZnS (Ag) シンチレーション式検出器																																																											
計測範囲	0～100kmin-1																																																											
種 類	NaI (TI) シンチレーション式検出器																																																											
計測範囲	BG～30μGy/h																																																											
個 数	2（予備1）																																																											
種 類	GM管式検出器																																																											
計測範囲	BG～99.9kmin-1																																																											
個 数	2（予備1）																																																											
種 類	ZnS (Ag) シンチレーション式検出器																																																											
計測範囲	BG～99.9kmin-1																																																											
個 数	2（予備1）																																																											
個 数	2（予備1）																																																											
種 類	電離箱式検出器																																																											
計測範囲	1μSv/h～1000mSv/h																																																											
個 数	1（予備1）																																																											

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
個 数 1 (予備1)	台 数 1 (予備1)	
d. 電離箱サーベイメータ		
種 類 電離箱式検出器	(5) 可搬型気象観測設備	
計測範囲 1 μ Sv/h ~ 300mSv/h	観測項目 風向、風速、日射量、放射収支量、雨量	
個 数 2 (予備1)	個 数 1 (予備1)	
(4) 可搬型ガストサンブラ (3号及び4号炉共用)	伝送方法 衛星回線	
個 数 2 (予備1)		
(5) 小型船舶 (3号及び4号炉共用)		
兼用する設備は以下のとおり。		
・放射線管理設備 (重大事故等時)		
・発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備		
台 数 1 (予備1)		
(6) 可搬型気象観測装置 (3号及び4号炉共用)		
観測項目 風向、風速、日射量、放射収支量、雨量		
個 数 1 (予備1)		
伝送方法 無線		
(7) 使用済燃料ピット周辺線量率 (低レンジ) (3号及び4号炉共用)		
兼用する設備は以下のとおり。		
・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備		
・放射線管理設備 (重大事故等時)		
種 類 半導体式検出器		
計測範囲 0.001 ~ 99.99mSv/h		
個 数 2 (予備2)		
(8) 使用済燃料ピット周辺線量率 (中間レンジ) (3号及び4号炉共用)		
兼用する設備は以下のとおり。		
・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備		
・放射線管理設備 (重大事故等時)		
種 類 電離箱式検出器		

赤色：設備，運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現，設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海3/4号	東海第二	備考
<p>計測範囲 0.1～10^mSv/h 個数 2（予備1）^{*1} ^{*1} 検出器の数を示す。計測装置の必要数は2個（予備2個）とする。</p> <p>(9) 使用済燃料ピット周辺線量率（高レンジ）(3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。 ・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・放射線管理設備（重大事故等時）</p> <p>種類 電離箱式検出器 計測範囲 10³～10⁸ mSv/h 個数 2（予備1）^{*2} ^{*2} 検出器の数を示す。計測装置の必要数は2個（予備2個）とする。</p> <p>(10) 代替緊急時対策所エリアモニタ（3号及び4号炉共用） 代替緊急時対策所エリアモニタは緊急時対策所（緊急時対策棟内）の設置をもって廃止する。 兼用する設備は以下のとおり。 ・放射線管理設備（重大事故等時） ・緊急時対策所（重大事故等時）</p> <p>種類 半導体式検出器 計測範囲 0.001～99.99mSv/h 個数 1（予備1）</p> <p>(11) 緊急時対策所エリアモニタ（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・放射線管理設備（重大事故等時） ・緊急時対策所（重大事故等時）</p> <p>種類 半導体式検出器 計測範囲 0.001～99.99mSv/h 個数 1（予備1）</p>	<p>(6) 緊急時対策所エリアモニタ 兼用する設備は以下のとおり。 ・放射線管理設備（重大事故等時） ・緊急時対策所（重大事故等時）</p> <p>種類 半導体式検出器 計測範囲 0.001～99.99mSv/h 個数 1（予備1）</p>	

比較表（監視測定設備）

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<div data-bbox="241 448 831 1334" style="border: 1px solid black; height: 555px; width: 263px;"></div> <p data-bbox="831 437 853 751">□ 内は、防護上の観点から公開できません。</p> <p data-bbox="862 464 907 1329">第 8.1.1.5 図 放射線管理設備 概要図 (1) (モニタリングステーション及びモニタリングポストによる放射線量の測定、可搬型モニタリングポストによる放射線量の代表測定)</p>	<div data-bbox="1043 501 1621 1326" style="border: 1px solid black; height: 517px; width: 288px;"></div> <p data-bbox="1621 794 1644 1093">第 8.1.1.5 図 放射線管理設備 概要図</p> <p data-bbox="1653 676 1682 1209" style="background-color: yellow;">(可搬型モニタリング・ポストによる放射線量の測定及び代表測定)</p> <p data-bbox="1682 316 1711 778">□ は、商業機密又は核物質防護上の観点から公開できません。</p>	

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<div data-bbox="226 395 833 1310" style="border: 1px solid black; height: 573px; width: 271px;"></div> <p data-bbox="837 395 864 715">□ 内は、防護上の観点から公開できません。</p> <p data-bbox="869 715 918 1018">第 8.1.6 図 放射線管理設備 概要図 (2) (可搬型エリアモニタによる放射線レベルの測定)</p>	<div data-bbox="1010 459 1496 1241" style="border: 1px solid black; height: 490px; width: 217px;"></div> <p data-bbox="1512 683 1538 962">第 8.1.6 図 放射線管理設備 概要図</p> <p data-bbox="1550 619 1576 1026">(可搬型放射線測定装置による放射性物質の濃度の測定)</p> <p data-bbox="1585 347 1612 850">□ は、商業機密又は核物質防護上の観点から公開できません。</p>	

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

比較表（監視測定設備）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<div data-bbox="230 387 804 1252" style="border: 1px solid black; height: 542px; width: 256px;"></div> <p data-bbox="808 387 882 1042"> <input type="checkbox"/> 内は、防護上の観点から公開できません。 第 8.1.7 図 放射線管理設備 概要図 (3) (可搬型放射線計測器等による放射性物質の高度及び放射線量の測定) </p>	<div data-bbox="1014 381 1525 1262" style="border: 1px solid black; height: 552px; width: 228px;"></div> <p data-bbox="1541 381 1653 1078"> 第 8.1.7 図 放射線管理設備 概要図 (可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定) <input type="checkbox"/> は、商業機密又は核物質防護上の観点から公開できません。 </p>	

比較表（監視測定設備）

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<div data-bbox="235 443 779 1262" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="779 443 806 734">□ 内は、防護上の観点から公開できません。</p> <p data-bbox="806 734 851 1021">第 8.1.8 図 放射線管理設備 概要図 (1) (可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替図)</p>		